陳　情　文　書　表

受理番号	陳情２第１４号	受理年月日	令和２年６月９日
件　　名	都議会に対して目黒区議会のように請願･陳情の提出者の趣旨や陳情項目など個人情報以外すべてをインターネット上で確認できるように、さらにほかの項目についても改善を求める意見書の送付を求める陳情		

【陳情の趣旨】

はじめに、お断りさせていただきますが、私は大田区民です。本来であれば、大田区議会へ陳情を上げるべきところですが、残念ながら大田区議会は、平成１７年に個人情報保護法が施行されてから、１５年も経過しているにもかかわらず、いまだに請願・陳情提出者の氏名が必ず公表されてしまいます。

そのため、個人情報保護をきちんと守っていただける目黒区議会に、この陳情をださせていただいております。

今回、目黒区議会に陳情を提出させていただくことにしたきっかけは、本定例会に提出している児童虐待についての陳情と警察の DV 男性被害者についての陳情が、主目的です。

そして、陳情の目的には、陳情を個人情報を守りながら、個人情報部分のみ伏せて、そのほかすべてをホームページに掲載していただけることで、児童虐待と警察の問題があるのだということを個人ホームページなどに公表するよりも区議会という公の場で世間に知らしめることができるということです。目黒区議会の陳情については、ほかの地方自治体の議員や国会議員も確認する可能性があり、社会的な問題をほかの議会でも取り上げていただくきっかけにもなるかと思っています。目黒区議会のように開かれた議会であれば、たとえば、九州の地方議会の議員の方であっても、わざわざ目黒区まで訪問したりしなくても、請願・陳情提出者の思いを確認ができます。大田区議会のような、区役所まで来訪しなければ請願・陳情の文書を確認できない遅れた議会では、国民の声をほかの遠方の地方議会の方が情報を知ることすら困難です。また、議員のみならず、国民としてほかの方の意見を知る権利に壁があることになります。

こういった情報公開の壁のない、すばらしい目黒区議会のような議会が、広がることを国民として望みます。

陳情を都議会に提出するという選択肢もあったわけですが、調べてみると都議会においても請願・陳情の取り扱いについては、目黒区議会のように開かれた議会になっていないのです。

請願・陳情の件名は４０文字以内、本文は１５００文字以内、インターネッ

ト上で、請願・陳情の願意や理由などが公表されるのは、採択や一部意見付き採択などになったものだけであり、不採択のものは、件名しか確認ができません。

不採択になった請願・陳情について、都民はほかの方の意見を知る権利があると思います。そのときの会派の人数構成がちょっと違ったら、ことによったら採択されたような意見だったかもしれません。採択したものしか公表しない理由がわかりません。

不採択も公表されていれば、採択されなかった意見を知った都民が、その後に、反対した会派の議員に働きかけ、数年後に再提出されて採択される可能性もあります。

請願・陳情提出時の議会有力会派にとっての支援団体に対して不利益になる請願・陳情だったから不採択になったなどということだってありえます。

不採択の請願・陳情についても公平に都議会ホームページに掲載するべきです。

東京都は、都道府県の中でも別格のものだと思います。その東京都議会は、開かれた議会として東京都のみならず、日本の地方自治体の見本となるべきです。すくなくとも東京都議会よりも情報公開の観点で、進んでいると思われる目黒区議会を見習ってください。

【陳情事項】

以下の３項目について、東京都へ意見書の送付をお願いします。

１　件名、請願・陳情の本文に４０文字、１５００文字というような文字数制限をしないようにしてください。

２　請願・陳情の提出者文書を個人情報保護の部分以外については、すべてをインターネット上に公開し、都民が提出者の考えを確認できるように不採択のものも含めて確認できるようにしてください。

３　上記項目を改善した上で、東京都の２３区や市町村議会にも同様の扱いをするように通知してください。